

社員資格の条件

- 1 本協会の社員は、次に掲げる社員資格の条件を満たしていなければならない。
 - (1) 法人であって、建設コンサルタント登録規程（昭和 39 年 4 月 7 日建設省告示第 1131 号）により登録され、建設コンサルタント業を営んでいること。
 - (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）によって登録されているものでないこと。ただし、次に該当するものを除くは、その都度、理事会において審議し、資格要件を満たすか否かを判断する。
 - (イ) その業務が建設コンサルタント業務の一部とみなされるもの（例えば、測量業、地質調査業等）
 - (ロ) その業務が建設コンサルタント業務と関係がないと認められるもの（例えば、機械器具設置工事、清掃施設工事等）
 - (3) 常勤の役員が、建設業又はメーカーの常勤役員を兼務していないこと。
 - (4) 資本構成において、建設業又はメーカーの出資率が、資本金の 50%未満であること。
 - (5) 役員または従業員が業務に関し、禁錮以上の刑罰に処せられ、これに服したことがないこと。ただし、その執行を終えまたは執行されることがなくなった日から 5 年を経過している場合を除く。
 - (6) 会社が公正取引委員会による排除措置命令または課徴金納付命令を受け、これが確定したことがないこと。ただし、当該命令が確定してから 5 年を経過している場合を除く。
- 2 前項各号の他、会社が建設業者または建設業に関係がある製造業者との間に利害関係を持ち、コンサルタントとしての中立性を維持堅持できないと認められる場合は、その都度、理事会において審議するものとする。